

平成24年度 第6回大和市総合計画審議会 会議要旨

- 1 日時 平成24年10月30日(火) 午前9時30分～午後12時40分
- 2 場所 大和市保健福祉センター 5階501会議室
- 3 出席者 委員12名(池田、伊知地、川渕、杉下、関水、田中(孝)、田中(寛)、仲、中林、長谷川、松藤、森山)
(欠席者1名:豊田)
- 4 傍聴人 1名
- 5 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・第8次大和市総合計画・前期基本計画における施策の評価について
 - (3) その他
次回開催日程 ほか
- 6 会議資料

資料1-1	: 平成24年度施策評価(二次評価)案	・・・基本目標1～4
資料2-1	: 平成24年度「めざす成果」施策評価シート	}・・・基本目標5
資料2-2	: めざす成果参考資料	
資料3-1	: 平成24年度「めざす成果」施策評価シート	}・・・基本目標6
資料3-2	: めざす成果参考資料	

【議事】

- 会長 : 前回の議論を踏まえた二次評価案の修正について説明をお願いします。
- 事務局 : 資料1-1(基本目標1から4の二次評価案の修正)について説明
- 会長 : 何か、質問等があるか。
- 委員 : 個別目標1-3「支えあいによる地域福祉を推進する」において、「行政の更なる対応」とは、具体的にどういう対応を意図しているのか。
個別目標2-2「子どもの生きる力を育む」において、本市における不登校の比率は、他市に比べて高い。その辺りの指摘が必要ではないか。
個別目標3-1「生活の安全性を高める」において、大和市の治安は良くなったという評価だが、これは少し言い過ぎではないか。経年変化では良くなっているが、他市、他地域と比べると大和市の犯罪件数は多い。
個別目標4-1「環境への負荷を減らす」において、「リサイクル率を向上させ、全市的なごみの減量化、資源化に努めてください」とあるが、リサイクル率を高めていくと、お金がかかるということではなかったか。
- 会長 : それを踏まえて「費用対効果を検証しながら」と追加されている。
- 事務局 : 高齢化がさらに進行している中であって施設づくりがどうしても欠かせな

- い。そのニーズを見極めながら計画を立てて整備していく。
不登校や治安については、委員のご指摘を踏まえ、文章をつけ加えたい。
- 委員 : 個別目標1-1「心身の健康を維持・増進する」については、以前、市役所がやる案件ばかりで、事業者に対する働きかけはどうか指摘したが、入っていない。その理由は何か。
大和市特有の事情はどこにあるのか。全体的に、書いてあるのは当たり前のことばかりで、具体的に何をやりたいのかよくわからない。
個別目標1-3「支えあいによる地域福祉を推進する」について、「就労支援を強化し、生活保護世帯の自立につなげていく」のは当たり前のことで、どうして現状分析をしないのか。担当部局では、この様な指摘で役に立つのか。また、今さら高齢者施設を市が直営でつくるのか。
学校関係については、学力に係る記述がないが完璧にうまくいっているという認識なのか。子どもたちが希望するような進路に就けているのか。昨今の不況でお金がなくて高校、大学を諦める子どもたちがいると聞くと、大和市ではそのことに関し議論する必要はない状況なのか。
また、リサイクル、環境問題、交通事故、何かにつけて意識啓発が大事という文章が出てくるが、意識啓発で足りるという認識か。意識啓発が重要なら、意識啓発がベストという説明が必要である。
個別目標2-3「子どもを育てやすい環境をつくる」で、保育所の新增設だけを取り上げる理由は何か。子どもを育てやすい環境をつくるには、子どもを預かることが必要で、保育所に限ったものではない。しかも、保育所に関しては、自治体で使い勝手が悪いという国会での議論になっており、ここで特記する理由は何か。
航空機騒音の対策については、市単独の規制条例をつくっても構わない。
- 事務局 : 個別目標4-2「まちの緑を豊かにする」において、大和市の土地利用全体の計画があって、農地を保全する必要があるという判断か。
以前、主語がないということでご指摘いただいたことから、基本的には「行政が」という基調で修正した。
- 委員 : 市役所でのがん検診の受診率はどのくらいか。民間企業でいろいろな検診をやっていると思うが、民間企業での受診率を上げるような取り組み、仕組みづくりを進めるべきではないか。なぜ市役所が直接実施している検診だけかという意見を何回か申し上げたが、載っていない。なぜ意見を取り入っていないのか。否定するなら否定する理由を教えてください。
- 事務局 : 民間企業には健康診断を従業者に受けさせる義務がある。本市で行う健康診断の受診を勧奨するのは、主に自営の方、特に国保の被保険者である。なお、介護施設について、建設すると申し上げたが、直営でということは全く考えていない。建設については、事業者への支援として、神奈川県と市で補助金を交付して行う。生活保護については、職安とも連携しながら

就労支援に力を入れている。また、学校教育においては、学力について無視するというのではなく、審議会から具体的な指摘がなかった。

保育所については、前回の審議会で意見をいただいた。基本的に保育所の新增設は必要だが、さらに少子化が進んでいく中で、今後の国の動向を踏まえながら慎重に施策を検討していくことが必要ということと、さらに地域の連携、協力によって支えることのできる体制を一層充実させていくべきではないかということで修正した。

市街化区域内の農地は、緩やかに宅地化を図る。調整区域内にある農地は農用地を中心に、引き続いて守っていくという考え方である。

委員：大和市は待機児童がとても多く、待機児童の解消という点で、市の考え方はとにかく保育園をつくるとしか言っていない。そこに問題意識を持っていることから、前回意見を述べたところである。保育所のことだけではなく、待機児童の解消は、子育て支援という、全体で見えていかなければいけないということを加えた方が良いのではないか。

会議録は、修正があるかもしれないので、前回の会議録をつけていただきたい。欠席の委員も、前回の会議で議論された内容を確認できる。

委員：生活保護について、一般論で言えばこういうことは当たり前ではないか。評価というのは、こういうことがなかなかうまくいっていないのはどういう原因か議論して、その原因を除去するためにやるのが評価ではないのか。一般論だけ並べても、審議会としては何も審議していないととれる。市で現状分析ができていないのであれば、現状分析をして再討議すれば済むだけのことだが、していただけないか。

委員：審議会だけで、全てを議論するのは時間的な制約があって難しいと思う。我々の議論が浅かったこともあるが、事務局がもう少し問題を浮き彫りにするような提案をしないと、なかなか議論にならない。

委員：専門的なことは分からないが、今は普通のことが普通にできていない社会という認識がある。例えば教育なら教育委員会など、いろいろな分野で委員会がある。詳しくはそちらで掘り下げていると思う。市民委員として、どういうことを評価として市民に伝えるのか審議していかなければいけない。生活保護に関しては、普通のことが普通にできていないので、これからも一層強化すべきであり、このような表現で良いのではないか。詳細な評価は、それぞれ専門分野で行っていただければよい。各委員会で話し合い、掘り下げたところはその結果を何らかの形でフィードバックしていただきたい。

委員：このまま読んでいくと、誤解されてしまうところがあれば、具体的な修正案を示し、今まで検討されていない点であれば、今後は検討をすべきであるとこの審議会で指摘をしていくことが大事なのではないか。例えば「保育所の新增設も基本的には重要ですが」を読んだだけだと、保育所の新增

設をやっていくとしかとらえられないのであれば、そこの表現の修正案を具体的に示すべきと思う。生活保護は、今まで以上に就労支援をしなければならぬという認識がある。そのうえで、今まで以上の就労支援だけではだめだとしたら、他自治体の事例であったり、新たな取り組みなど、提案型の指摘をしていかないと、いつまでも終わらない。おおむね今回の二次評価案で十分ではないか。

会長 : 誤解される表現がないかなど、全体を通してもう一度見直さなければいけない。最終的には、各委員の意見が反映されている形の評価であり、答申にしたいと思っている。各委員にもう一度確認いただき、その意見を踏まえて、最終的なまとめを行う。

委員 : 地域での子どもの学びの機会として、職業体験をもっと広げて、地域ボランティア体験としてはどうか。

事務局 : 所管に確認する。

委員 : 我々は、提言をすれば良いのであって、確認しなければいけないことではないのではないか。

会長 : 具体的に固有の事柄を取り上げると、それだけかという話が必要出てくる。では、「など」をつけると、それは何が入っているのかという話になってしまう。「学校内にとどまらない育ちや学びの場のあり方についてもさらに拡大していく必要がある」と言っているので、職業体験もボランティアもあるだろうし、そのほかさまざまな取り組みがある。

委員 : 生活保護で、当たり前前なのが当たり前になっていないのがなぜかを考えるのが事務事業評価、政策評価と思っている。要因分析がされていないので、結論をここで出すのは難しい。行政内部で受給率が上がるのはなぜかを調べればわかる。物事をやるときに、意識啓発で十分か、あるいは規制すべきであるか、税制的に誘導すべきか、入口の議論である。できていないならできていないでも良いので、そういうことを含めて現状分析して要因を探りなさいという指摘が良いのではないか。

委員 : このことについて前回、随分議論した。そもそもここで何をするのか、何をする権限が与えられているのかという話がある。与えられたデータあるいは限られたデータで何が言えるのか。それから解決策を載せるのか。実際は、現場、担当課が一番良く分かっている。そうすると、当該市に住んでいていろいろ見ている一般市民の目線と、専門家の立場から物を言うことが大事だと思う。我々は、そのデータで問題は何か、他市はどうしているか、あるいは時系列はどうかぐらいしか分析できない。せっかく担当課が来ているのだから、担当課はどう思っているか聞けば良い。修正箇所は、見え消しにするなど、どこが修正されたかというのも見える化すると良い。前回、話し合ったことなので、もう一回復唱するよりも、今日は前向きに審議を進めていけたらと思う。

会長 : 以前の議論も踏まえて、全体を通して再度見直していただき、事前にご意見をいただいた上で、今回は最終確認をしながら、答申のまとめをする。

会長 : 基本目標5について説明をお願いします。

事務局 : 資料2について説明

会長 : 質問、意見はあるか。

委員 : 「良好なまち並みが形成されていると思う市民の割合」を、5年間で10%上げる目標値を掲げているが、途中で5%近くも上昇した理由は何か。

所管課 : 市として何をしてきたのか振り返っていくと、土地区画整理事業だけではなく、まち並みのルールづくりをしてきたこともあると推測する。

会長 : 前回の意識調査と違うサンプルに聞いている。地域的な分析や、もう少し詳細な分析をしながら読み込んでいく必要があるかもしれない。

委員 : まち並みをよくするには法的な整備として、例えば地区計画、建築協定、まちづくり協定などあるが、自治会が中心となって地域住民の声をまとめていくと思う。例えば自治会長の集まる機会などで、地区計画制度やルール情報を提供することで、更なるまち並み整備の下支えにもなると思う。

会長 : 「地区計画、建築協定、街づくり協定などルール化された地区数の累計」が減っているのはどういう理由か。

所管課 : 建築協定を締結している幾つかのエリアを1つの地区計画にまとめているためである。

会長 : 建築協定は、通常10年ごとに更新する必要がある。一方、法定である地区計画は、都市計画として規制が継続する。地域の労力負担を軽くしたいという思いで、建築協定から地区計画へ移行することが大和市では多い。法定に任せることは、ある意味ではまちづくりを他人任せにすることにもつながる。

委員 : 民間企業、デベロッパー、住宅メーカーとの連携、誘導という発想が余りないので、検討してほしい。相続で広い家が細分化されることがあるが、市として、細分化はよくないと考えているのか。それによって、協定などの内容も変わってくる。

自転車の駐輪対策はとても成果が出ている。なぜこのような成果が出たのか分析し、もっと推進したらどうか。

コミュニティバスは、運賃100円を取るために税金を幾ら注ぎ込んでいるのか。

所管課 : 相続に伴う再分化については、個人の資産であり、それぞれの事情もあるので、細分化はやむを得ないという一面もある。一方で、まちとしてのルール化を求めるのであれば、都市計画で定めていくという、両極の考え方もある。市が一方的にルールを定めることはできないので地区計画という制度を説明して、合意を得る必要がある。大変難しいところだが、地域で

- ルールを決めていくプロセスの中で考えていただく必要がある。
- 委員 : 鎌倉は、景観、まち並みなどへの市民の意識が強い。ところが、こういう経済状況になってきて、大規模敷地が細かく分割される。結果として、分割されたところが賃貸アパートあるいは駐車場になり、景観が完全に変わってしまう。地域で合意できたところは景観がよくて、合意できなかったところは悪いとか、まち並みの継続性がなくなることもある。どこまでできるか、法律的、技術的な根拠はわからないが、地域の中で一定程度方針を立てていった方が良いのではないか。
- 所管課 : 放置自転車は、市がシルバー人材センターに委託し、路上に駐輪しているものにピンクの警告書を貼る。数時間後に市が移動し、保管料という形で2000円徴収する。今後の課題としては、短時間駐輪に対してどういう対策を立てるかである。
- 所管課 : コミュニティバスについて、23年度は運行経費としては約7200万円、運賃収入が3200万円で、約4000万円が市の負担分である。
- 委員 : コミュニティバスの導入の検討まで審議会として言えるのか。コミュニティバスの路線が走らないところの人にとっては税金で負担させられるという面もあるし、タクシー券を配った方が安いのではないかと、いろいろな議論があると思う。放置自転車は、罰則つきの条例でもつくったらどうか。ちょっと停めた場合は場所を決めて過料を1万円ぐらい取るとか、それなりに効果があるかもしれない。相続税対策は、以前、ある自治体で、土地を担保にして相続税相当額を貸し付けたらどうか検討したことがある。
- 会長 : 屋敷だけではなくて、市街地内の生産緑地もほとんどは相続で失われている。土地問題は、市が何をどれだけ求めるかということもある。コミュニティバスは、相当の期間、委員会での議論や社会実験を経て導入した。乗降客はかなり増えているが、目標をどれぐらい達成したのか。つまり市税4000万円の負担が安いのか高いのかということである。
- 事務局 : 直ちにコミュニティバスを導入するということではない。西鶴間・上草柳地域の協働事業で、市が車とガソリン代を提供し、地域が運行する仕組みも始まっている。評価案としては、地域交通の運行ルートなどを検証しながら、充実を図っていくということである。駅から700m、バス停から200m以遠のところを交通の利便性向上を促進すべき地域と言っているが、これらの地域に対してもう少し小型のバスを走らせながら解消していきたいということがある。費用負担を含めて見直し、公平性という意味からも拡大することを検討している。
- 委員 : 最近の議会答弁で、コミュニティバスをさらに充実させ、次のりあいの取り組みとの内容があったと思う。このことについては市民合意、議論が必要だと思うので、審議会の中でここまで載せる必要はないのではないか。

- 会長 : 個別目標5-2「移動しやすい都市をつくる」の大きな柱の1つが交通弱者への支援ということであり、どこまで書くかはなかなか難しいが、全く触れないわけにもいかない。
- 所管課 : 今年度、交通戦略会議を開いており、大和市の交通のあり方を検討中である。コミュニティバスや地域の公共交通など、いろいろな事業者が集まって意見を述べて方向性を見出しているところで、そこで再度内容を詰めていきたい。
- 委員 : コミュニティバスに特化し過ぎているという印象がある。費用対効果や受益者負担の問題も考慮し、地域の実情に合わせた多様な交通手段をどのように考えていくか、というところを少し強調した方が良いと思う。
- 会長 : 高齢化によってマイカーを手放す方も増えてきて、コミュニティバスを移動手段とする方が増加することも事実である。郊外に大型店が進出して、身近な所で歩いて買い物ができなくなり、買い物のために使われている方も少なくないのではないかと。需要の変化を捉え、地域のモビリティを高める多様な方策を検討していくことが必要である。
- 事務局 : 限定的でなく、多様な手段も含め、必要性について再度検討する。
- 委員 : コミュニティバスで大和市らしさを出す場合、例えば地域コミュニティを向上させるためのツールとして使う視点がある。ローカル情報を掲示するスペースをつくると、移動時間が有効活用できると思うので、もう少し移動時間やスペースの有効活用を議論した方が良い。
- 会長 : 高齢者が引きこもらないで外出するようになるというのが、コミュニティバスを運行する目的の1つだろうと思う。現在のコミュニティバスのルートは、北東と南西のセクターの2セクターしか動いていない。道路状況などがあり、このようになっていると思うが、その辺りのことも踏まえて、格差を生まないように考える必要もあるのかもしれない。
- 委員 : 相続について、事例を紹介したい。1つは、建物は事後処理で、土地だけを物納して相続のお金にする。もう1つは、歴史的な建造物として保存価値があるところは、地域のコミュニティ施設や美術館として、市が上物だけを買ってしまう場合もある。なるべく多くの情報を集め、地域の方々が地区計画をつくるときに、メニューとして示した方が良いのではないかと。

-
- 会長 : 基本目標6について説明をお願いします。
- 事務局 : 資料3について説明
- 会長 : 質問、意見はあるか。
- 委員 : 女子サッカーにより、スポーツに対する関心を高めることに関しては、機をとらえたものと評価できるが、積極的に進めることについては、市民合意がどれぐらいとれているのか。評価をすること自体難しいのではないかと。また、新たな工夫とは何か。

- 所管課 : 女子サッカーについて、特に中学生は練習場の確保に課題があり、民間企業と連携しながら練習場所の確保をしていきたい。今年からスポーツ課内に地域スポーツ・女子サッカー支援担当を新たに設置しているが、小学生、中学生の女子チームを対象とした大和なでしこカップの開催や、なでしこリーグの誘致、開催、練習場所の確保も含めて支援していきたい。
- 委員 : 本気になって女子サッカーの振興をやろうとすれば、相当お金を確保しなければならない。本当にそこまで優先順位を上げるのか。推奨しましょうということの評価として記述するのは違和感がある。
意識調査で、最も重点的に市に進めてほしいものは何かとの設問がある。文化や芸術に関するものは14項目中下から3番目で、重点項目とは言いがたい。第4地区に100億円以上の費用を注ぎ込むことについて、きちんと議論がなされたと思えない。どの市も大体、ホールは持て余している。運営経費などを含めると今後数十年にわたって年間5億円以上圧迫し続ける。何を削ってこれに注ぎ込むのかという議論がなされた形跡もない。
- 委員 : 文化は一番つかみどころがなく、難しいところだが、分析して戦略を立てるしかない。基本的に文化はサービスである。どういうジャンルの、どういう人たちに何を届けるかということで個別の目標を立て、最終的な部分で1つの概念に結びつけることが重要である。多額の費用が投入されても、中身が全くない状況が多い。市にはそれに対応できるだけのプロフェッショナルな知識を持っている人がいないのではないか。日本国内では、金沢が美術館で成功した例だが、それはもともと百貨店で成功した戦略家が館長になっている。隙間の隙間まで検討していくことが重要で、これだけの税金を使うのであれば、もう少し考える時間を割いていただきたい。
- 委員 : 第4地区において、これだからハードが必要というロジックにはなっていない。「文化芸術を鑑賞する機会や場の提供」と言ったとき、コンサートチケットの配布や優先購入権とか、いろいろなやり方がある。場の提供イコール市内に箱をつくるという話は相当乖離がある。無形文化財はいろいろな考えがあるだろうが、新しい文化を大和からつくろうとは考えないのか。また、生涯学習においては、やはり学校教育が中心になると考える。行きたい進路に子どもたちが行けることが基本だと思うので、それをしっかり検討していただきたい。必要ないなら必要ないという答えがほしい。特に景気がこういう状況で、お金がなくても子どもにチャンスを与えるという発想があるのかないのか。今までの資料を見ていると、切り捨てるとしか見えない。検討いただきたい。
サッカーについては、平成21年以前の取り組みについて資料を提示してほしい。たまたまワールドカップで優勝し、注目を浴びたが、それまでは厳しい状況の中で苦勞して練習していたと思う。そのときには、誰かが手を差し伸べたのだろうか。サッカーだけではなくて様々な分野で苦勞して

いる方がおり、そういう支援を放っておいて、なぜ既に有名になったサッカーなのか。いろいろな分野での支援も考えて良いのではないか。

「健康志向が高まる中であって、公共のスポーツ施設以外を利用していることも予想されますが」とのことだが、民間の施設の誘致や支援など、民間の施設を使いやすくする取り組みが必要ではないか。

会長 : 女子サッカーはどの事業で、どの様にお金を使い回してやっているのか、あるいは特別な予算を組んだのか、一次評価シートからはわからない。第4地区は、都市整備の事業という位置づけだが、ソフトのコンテンツとしてこちらに出てきている。ハードの部分とソフトの部分の書き分け方が難しい。少なくとも今の生涯学習センターと図書館がコアになっているのは事実なので、その跡地をどうするのかを踏まえ、どういう展開を図るのかの説明がもう少しないと、何とも言いようがない。

スポーツで「一人当たり」という指標が出ているが、スポーツ施設としての公共施設は、野球場だとか、チームプレーをするものがかなり多い。チームとして行うスポーツと個人で行うスポーツというあたり、民間と公共の役割分担をどうするのかという話につながる。

委員 : 市として、スポーツを通して基礎体力が付き、生涯的にスポーツを続けられるというような、方針、一貫指導体制を確立すべきだと思う。

障がい者のスポーツについて、市内でも、専門的にやっている団体や協会がある。障がいのステージに合わせてリスト化をすれば、さらに障がい者にも住みやすい大和市になるのではないか。

観光については、フィルムコミッションを通じて、撮影を誘致することで、そこが新たな名所にもなる。文化ホールにおいても、撮影利用で一律使用料を取れるようにし、さらに、観光名所になって、人が来るきっかけにもなる。そうすると経営的にも二次的な収入が見出せる機会にもなる。いろいろな創意工夫で、限りなく市の負担を減らして、経営的にも成り立つような視点でホールの設立を目指していただきたい。

委員 : 文化芸術振興審議会における現状を報告いただければ、その内容を踏まえて、良いものができると思う。

委員 : 「多くの市民がスポーツを楽しむためには、市が保有する施設を改修し利用者の満足度を上げる」とあるが、施設が古いとか、不便だから満足度が低いというのはデータの中に見当たらない。21年から24年にかけて「市民1人あたりのスポーツ施設年間利用回数」が減っているが、施設の利用方法が変わったからだと思う。施設だけではなくて利用方法、ソフトの面の検討といった文言がもう少し入っても良いのではないか。

所管課 : 文化芸術振興審議会は平成21年にできた文化芸術振興条例に基づいて設置されている。文化芸術振興基本計画をつくる際には、文化芸術振興審議会の中で議論をしている。その中で第4地区に関しても、拠点の整備と

- ということで記述している。第4地区の計画は業務代行方式で行っており、経緯や図面等をホームページで公表している。まだ案の段階だが、管理運営基本計画について文化芸術振興審議会にも説明をし、意見をいただいた。
- 所管課 : 女子サッカー以外のスポーツについても振興を図って底辺を広げていきたいということもあり、奨励金を増やしたり、あるいは、障がい者、高齢者も含め、幅広い年齢層で可能なスポーツ教室を実施している。スポーツ施設の利用回数については、グラウンドなど施設の改修工事があると閉鎖することとなり、利用人数が大幅に減ってしまう。
- 委員 : 第4地区の記述では、「公益施設の建設と併せて、文化施設として十分な活用、マネジメントが行われるように専門家への諮問や審議会の設置など、十分なソフト面の検討がなされるべきである」とまで踏み込んで良いのではないか。
- 委員 : スポーツ教室の開催ということだが、全て市でやるのではなく、民間やNPO、市民団体をうまく活用するのが大和らしさでもあると思う。動画サイトの環境整備をすることによって、無形文化財の紹介以外にもいろいろ活用ができると思う。長期的なビジョンの中で行っていただきたい。
- 委員 : 生涯学習の充実という切り口で、スポーツと図書館というのはすごく違和感がある。経済状況が厳しい状況なので、例えばビジネス英会話とか会計の知識なども必要ではないか。スポーツだけでなく、お花、お茶、ピアノ、仕事に就ける生涯学習、大学へ行く支援もあって良いのではないか。図書館の貸出冊数が多いから良いという認識は如何なものか。地域によっては、買うから借りないという地域もあるし、もう少しいろいろな自治体の文章を確認した方が良い。
- 会長 : 施策は横つなぎで総合的なまちづくりとして考えていくということが共通の課題として指摘された。後期計画の策定にあたっては、事務局で個別課題を超えた部分をどのように考えるのか、検討していただきたい。

【その他】

- 事務局 : 次回は11月27日火曜日の9時半から12時、場所は地域医療センター2階の講習室を予定している。審議内容は、基本目標7と、状況に応じて後期基本計画の具体的な審議にも少し入りたい。場合によっては追加の審議会を12月、年明けに開催するかもしれない。また、議事録(7月分に戻って)に出席者名・欠席者名を付記して公開したい。

以 上